

入 札 説 明 書

—備後川トンネル調査補修設計委託業務【下農第委8-3号】—

備後川トンネル調査補修設計委託業務に係る条件付一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

入札に参加する者は、下記の事項を熟知の上、入札しなければなりません。

第1 競争入札に付する事項等

- | | |
|----------------|--|
| (1) 業 務 名 | 備後川トンネル調査補修設計委託業務 |
| (2) 業 務 番 号 | 下農第委8-3号 |
| (3) 業 務 場 所 | 三重県熊野市五郷町 桃崎 地内 |
| (4) 業 務 の 内 容 | 調査・解析業務一式 設計業務一式 |
| (5) 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 2 月 26 日まで |
| (6) 予 定 価 格 | 金 10,604,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含みます。） |
| (7) 最低制限価格 | 設定なし |
| (8) 入 札 方 法 | 投函入札 |
| (9) 入 札 回 数 | 1回 |
| (10) 入 札 保 証 金 | 免除
下北山村契約規則（平成9年6月規則第3号）第4条ただし書きの規定により入札保証金は免除とします。ただし、落札者が契約を締結しない場合には、損害賠償金として入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の100分の5に相当する額を納めなければなりません。 |
| (11) 落札者の決定方法 | 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とし、第9に定める資格確認の結果、入札参加資格要件を満たしていると認められた後に、落札者と決定します。 |
| (12) 支 払 条 件 | 引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から30日以内
前払金及び中間前払い金については、請求可能とします。 |
| (13) 議 会 の 議 決 | 不要 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

令和8・9年度下北山村入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）において、資格業種「土木関係建設コンサルタント業務（トンネル）」に登録のある者のうち、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、第4に定める競争入札参加申込書（別紙様式1）を提出した者のみが、この業務の競争入札に参加できます。

- (1) 入札公告日において次に掲げる資格要件をすべて満たしていること。
 - ① 奈良県内に本店又は代理権限を持つ営業所を有する者であること。
 - ② 建設コンサルタント登録規定（昭和52年4月建設省告示第717号）第2条の規定による建設コンサルタント登録を「トンネル部門」において受けていること。
- (2) この業務を行う期間中、次に掲げる技術者（以下、配置予定技術者といいます。）を配置できること。なお、配置予定技術者については、ア）とイ）は兼務不可とします。

ア) 管理技術者

- 1) 次のⅠ、Ⅱ又Ⅲのいずれかに該当すること。
 - Ⅰ) 技術士【総合技術監理部門】(建設部門、選択科目：トンネル)の資格を有する者。
 - Ⅱ) 技術士【建設部門】(選択科目：トンネル)の資格を有する者。
 - Ⅲ) R C C M【トンネル部門】の資格を有する者。
- 2) 過去10年以内において同種業務を元請として履行し、完成・引渡が完了した業務において管理技術者として従事した実績を有する者であること。
- 3) 本業務の競争入札参加表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。(代表者可)

イ) 照査技術者

- 1) 次のⅠ、Ⅱ又はⅢのいずれかに該当すること。
 - Ⅰ) 技術士【総合技術監理部門】(建設部門、選択科目：トンネル)の資格を有する者。
 - Ⅱ) 技術士【建設部門】(選択科目：トンネル)の資格を有する者。
 - Ⅲ) R C C M【トンネル】の資格を有する者。
 - 2) 本業務の競争入札参加表明書提出日の3ヶ月以上前から、入札に参加しようとする者と直接的な雇用関係にあること。(代表者可)
- (3) 地方自治法施行令第167条の4に規定する事項に該当しない者であること。
- (4) 競争入札参加表明書の提出時点及びその後入札執行日までの間において、奈良県又は下北山村の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (5) 破産法(平成16年6月法律第75号)第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。
- (6) 会社更生法(平成14年12月法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年6月法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者であっても更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (7) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年12月法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年4月法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

第3 仕様書の閲覧

- (1) 期 間 令和8年9月11日(金) から 令和8年9月25日(金) までの
午前8時30分から午後5時まで
(土曜日、日曜日、祝日及び正午から午後1時までを除きます。)
- (2) 場 所 〒639-3803
奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002
下北山村役場 農林建設課
電話 07468-6-0016

(3) その他

入札参加希望者は、設計図書等の閲覧時に必ず設計図書閲覧申請書（別紙様式9）を持参のうえ来庁してください。

本業務に係る設計図書は、本村ホームページにおいて公表するものとし、閲覧を希望する者は、所定の手続きにより申請し、承認を受けたものに限り付与するパスワードを用いて各自ダウンロードするものとします。

※ 設計図書閲覧申請書の様式は上記の期間及び場所で配布するほか、下北山村のホームページ（<https://www.vill.shimokitayama.nara.jp/>）でダウンロードすることができます。

第4 設計図書等に関する質疑

(1) 質疑の受付については、定められた様式（別紙用紙8）にて電子メールで送付してください。持参によるものは受け付けません。

- ① 期 間 **令和8年9月11日（金） から 令和8年9月25日（金）まで**
 の午前8時30分から午後5時まで
 （土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までは除きます。）

- ② 送信先 **kensetsu@vill.shimokitayama.lg.jp**
 なお、期日までに提出のない場合は質疑のないものとみなします。

(2) 質疑書に対する回答については、**令和8年10月7日（水）**の午後5時までに電子メールにて送付します。原則として、回答は質疑があった者のみに電子メールで回答します。

第5 競争入札参加資格の提出

(1) この業務の競争入札に参加しようとする者は、村長が定める入札参加申込書（別記様式1）を下記のとおり村長に提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

なお、期限までに申込書を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本入札に参加することができません。

- ① 期 間 **令和8年9月11日（金）から令和8年9月25日（金）まで（必着）**
 ※上記の期間の午前8時30分から午後5時までとし、土曜日、日曜日、祝日、及び正午から午後1時までは除きます。
- ③ 場 所 下北山村役場 農林建設課
- ④ 提出方法 持参に限ります。

(2) 入札参加申込書（別記様式1）に競争入札参加資格確認申請書（別記様式2）及び競争入札参加資格確認資料を添えて作成してください。なお、作成及び提出にかかる費用は、申請書の負担とします。

- ① 競争入札参加申込書（別紙様式1）
- ② 競争入札参加資格確認申請書（別紙様式2）
- ③ 業務実績報告書（別紙様式3）

※過去10年間以内における同種業務の実績を1件以上記載してください。当該業務が一般財団法人日本建設情報センターの「業務実績情報システム（TECRIS）」に登録されている場合は「登録内容確認書（業務実績）」を添付してください。登録されていない場合は記載した業務の実績が確認できる契約書の写し（受注形態が共同企業体の場合は協定書）を提出してください。

- ④ 配置予定技術者の資格【管理技術者・照査技術者】（別紙様式4-1・4-2）

※登録証明書等の写し、3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類（健康保険被保険者証等）

- ⑤ モラルに対する誓約を記載した書面（別紙様式5）

- ⑥ 競争入札参加資格確認申請書チェックリスト（別紙様式6）

- (3) 申請書及び資料の作成説明会等は実施しません。
- (4) 競争入札参加の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その
 - ① 結果は令和 8 年 10 月 7 日（水）までに入札参加確認結果（様式 7）により通知します。
 - ② 提出された申請書及び資料は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。
 - ③ 提出された申請書及び資料は、返却しません。
 - ④ 提出期限の日以降における申請書及び資料の差替え及び再提出は認めません。
 - ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

第 5 (1) ③ に同じ

第 6 入札の手続き及び開札の日時等

- (1) 入札は、投函入札の 1 回とします。
- (2) 入札・開札の日時 令和 8 年 10 月 9 日（金） 午前 11 時 00 分
- (3) 入札・開札の場所 下北山村役場 1 階会議室
- (4) その他 入札の執行に当たっては、本競争入札の参加資格が確認された入札参加資格確認結果書（様式 7）を持参してください。

第 7 入札の方法等

- (1) 入札者は、その提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することはできません。
- (2) 入札金額は、千円単位とし、算用数字にて記入してください。
- (3) 代理人をもって入札する場合は、その委任状を入札と同時に提出してください。
- (4) 開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができます。途中において入札を希望しないこととなった場合は、次の手続きにより辞退届を提出してください。なお、この手続きにより入札を辞退した者は、これを理由として以降の入札等において不利益な取扱いを受けるものではありません。
 - ① 辞退届又は辞退する旨を記載した入札書を持参又は書留郵便等にて第 6（2）の日時までに提出する。
- (5) 入札執行回数は 1 回とし、入札の結果、落札となるべき入札がないときは、入札不調とし、入札を打ち切ります。

第 8 入札金額内訳書に関する事項

- (1) 入札金額内訳書は、所定の様式に金額を明示し「所在地」、「商号又は名称」、「業務番号」、「業務名」及び「業務場所」を記載し、入札書に同封して下さい。
- (2) 誤脱・未記入がある場合は「入札書における失格・無効基準」の取扱いに準じます。また、添付もれの場合は失格となります。
- (3) 入札金額内訳書は、契約上の権利義務を生じさせるものではありませんが、下記①から⑤の場合、入札は失格となりますので、間違いのないように作成してください。
 - ① 内訳書を提出しない場合
 - ② 入札書に記載された入札金額と入札金額内訳書の「業務委託価格」欄に記載された額とが異なっている場合
 - ③ 入札金額内訳書の各計及び合計が正しくない場合
 - ④ 入札金額内訳書において示された各項目の金額を記載していない場合
 - ⑤ その他記載内容に不備がある場合

第9 入札の無効

- (1) 次の各号に該当する入札は、無効とします。
- ① 入札書に記名、押印を欠く入札（不明瞭で確認しがたい場合を含む）
 - ② 入札書の重要な文字の誤字、脱字等により必要な事項を確認できない入札
 - ③ 同一事項の入札について2以上の入札書等を提出した者の行った入札
 - ④ 入札執行者の指定した入札方法によらない入札
 - ⑤ 入札金額を訂正した入札若しくは判読しがたいと認められる入札
 - ⑥ 入札金額以外の事項を訂正した場合においては、その訂正箇所に押印（訂正印）のない入札書による入札
 - ⑦ 入札保証金の納付がない入札、又は入札保証金の額が入札金額の100分の5に満たない入札。
（入札保証金を免除した場合を除く。）
- (2) 次の各号に該当する者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- ① 入札に参加資格のない者
 - ② 代理人で委任状を提出しない者
 - ③ 他人の代理を兼ねた者
 - ④ 2以上の者の代理をした者
 - ⑤ 入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為をなした者
 - ⑥ 入札に関し談合等の不正行為をした者
 - ⑦ 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者
 - ⑧ 競争入札参加表明書を提出しない者、または虚偽の内容を記載し提出した者
 - ⑨ 落札候補者となりながら、指定される期限までに一般競争入札参加資格等確認申請書及び添付書類を提出しない者
 - ⑩ 入札参加資格確認のための指示に従わない者
 - ⑪ その他、下北山村の定める入札条件に違反した者
- (3) 落札決定までの間において、上記（2）のいずれかに該当することとなった場合、又は該当する事実が判明した場合には、当該入札者は失格とし、その者のなした入札は無効とします。
- (4) 無効となった入札書等は返却しません。

第10 落札の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とします。また、落札者の決定において、落札者となるべき入札をした者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」により落札者を決定します。ただし、落札者の決定において「くじ」を辞退することはできません。
- (2) 落札価格の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第11 その他

- (1) 入札の中止等
- 競争入札による入札手続き執行途中、又は入札時において、入札者が2者未満となった場合は、その段階で入札は中止とします。また、適正な競争入札の執行ができないと認められる場合においても入札を延期し、中止し又は取消しをすることがあります。
- (2) 契約書作成の要否

要します。(落札決定後5日以内)

(3) 契約者

下北山村長 南 正文

(4) 契約条項を示す場所及び契約を担当する課等の名称、所在地等

〒639-3803 奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002

下北山村役場 農林建設課 Tel 07468-6-0016

(5) 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当することとなったとき又は該当する事実が判明したときは、契約を締結しないものとします。

- ① 第7(2)①から⑩のいずれかに該当する場合、またはした事実が判明した場合
- ② 地方自治法
- ③ 施行令第167条の4の規定に該当する場合
- ④ 奈良県又は下北山村において入札参加資格停止措置を受けた場合
- ⑤ 破産法第18条の規定に基づく破産手続き開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合
- ⑥ 会社更生法第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお充前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)をした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた場合であっても更生計画が認可された場合については、更生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑦ 平成12年3月31日以前に民事再生法附則第2条による廃止前の和議法第12条第1項の規定による和議開始の申立てをした場合
- ⑧ 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをした場合又は申立てがなされた場合。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合については、再生手続開始の申立てをしなかった場合又は申立てをなされなかった場合とみなします。
- ⑨ 契約関係を継続し難い重大な事由があると認められる場合で、次の各号に掲げる場合
 - (ア) 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。))が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))であると認められるとき。
 - (イ) 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (ウ) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) (ウ) 及び (エ) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が ア から オ までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (キ) この契約に係る下請契約等に当たり、 ア から オ までのいずれかに該当する者をその相

手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

(ク) この契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(6) 契約保証金

免除 下北山村契約規則第19条第1項ただし書きの規定により契約保証金は免除とします。
ただし、同規則第25条の規定により契約解除となった場合には、損害賠償金として契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の10に相当する額を納めなければなりません。

(7) 問い合わせ

不明な点については、〒639-3803

奈良県吉野郡下北山村大字寺垣内1002

下北山村役場 農林建設課

TEL: 07468-6-0016

FAX: 07468-6-0026

e-mail: kensetsu@vill.shimokitayama.lg.jp

まで問い合わせてください。